

内閣総理大臣 安倍晋三 様
厚生労働大臣 加藤勝信 様

平成 30 年 7 月豪雨による被災者医療と医療提供体制確保に関する緊急要望書

2018 年 7 月 12 日
全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

平成 30 年 7 月豪雨による甚大な被害への貴職のご尽力に、敬意を表します。

さて、被災された方々の生命と健康を守るための医療支援と、被災地域の医療体制の復旧・復興は、緊急・不可欠の課題であります。

当会は、医師、歯科医師 10 万 6 千人の団体として、下記の通り緊急要望書を提出いたします。早急の対応をお願いいたします。

記

1. 国の負担による被災者の医療費一部負担金および入院時の食事一部負担金を免除し、医療費が無料になる措置を直ちに講じること。また被災者および被災事業所の国民健康保険料（税）、後期高齢者医療制度保険料、社会保険料の負担免除および軽減措置を講じること。
 - (1) 被災者の被保険者証の提示、被災者の一部負担金等及び保険料の取扱いについては、7 月 6 日に通知等が出されました。しかし、これらは、東日本大震災や熊本地震時に出された特例措置による一部負担金や保険料の免除通知とは異なります。早急に特例措置による医療費一部負担金および入院時の食事一部負担金の免除、保険料（税）の免除等を行ってください。
 - (2) 国保被保険者証を紛失した被災者への保険証再発行にあたっては、短期証および資格証を発行せず正規の保険証を発行してください。
 - (3) これらの取り扱いを厚生労働省ホームページなどで周知するとともに、紙媒体で張り出し・配布や、拡声器等で広報するなど、あらゆる手段を通じて遺漏のないようにすること。
2. 国の負担による被災者の介護保険の保険料および利用料、障害福祉サービスの利用料負担の免除および減免措置を講じること。
3. 被災地域の医療機関への医薬品、医療材料などの迅速な供給・確保を実施すること。
4. 避難所において新たな病人を発生させないために、医療機関に準じての感染対策一うがい、手洗いの励行などの対策一を講じること。そのために、うがい薬、手洗い用薬、

マスクなどを常備すること。避難所に必要な数の仮設トイレ、エアコン等を設置し、寝具や歯ブラシ、ウェットティッシュ、衛生材料などを届け、被災者に十分な量の栄養のある食事を提供すること。またプライバシーの確保、障害者対策の確保を行うこと。

5. 希望する被災者に、ワクチンを無料で接種できるようにすること。また「心のケア」など長期的な見通しにたった継続的な医療支援を行うこと。
6. 被災医療機関等における診療報酬支払いを滞りなく確保すること。被災地の介護保険事業所における介護報酬を滞りなく確保すること。
7. 被災した医療機関および福祉施設への復旧・再建のために緊急支援を直ちに行うこと。地域住民の生命と健康を守る立場から、公的、民間問わず被災医療機関の医療機能の復旧・再建にむけ、支援対策を激甚災害法や特別立法の対象とするとともに、緊急かつ必要な支援措置を国、県あげてとりくむこと。

以上